# 市谷議員 要望項目一覧

# 令和元年度9月補正分

要望項目	左に対する対応方針等
【消費税増税問題】	少子高齢化の急速な進展や国・地方ともに極めて厳しい財政状況の下で、国民が安心
○景気回復もしておらず、米中貿易摩擦で国内・県内の経済状態も不	し、希望が持てる社会保障の実現が求められていることを踏まえれば、国・地方双方に
安定である。また、事業者からは、いくら支援があっても経費と負	とって増嵩する社会保障費の安定財源の確保は避けることのできない喫緊の課題であ
担がかかる複数税率の対応は難しいとの声も上がっている。10月か	り、消費税率引上げの中止を求めることは考えていない。
らの消費税増税は直ちに中止するよう求めること。	
○消費税対策として導入予定の「プレミアムポイント付与事業」は、	国が実施するプレミアムポイント付与事業は、令和元年10月の消費税率引上げに伴
マイナンバーカードを取得しなければ購入できないなど、普及が進	う消費の駆け込み需要の反動減に対する消費活性化を目的に実施されるものであること
まないマイナンバーカードを押し付ける邪道なやり方である。制度	から、県として制度導入の中止を求めることは考えていない。
導入の中止を求めること。	
【淀江産廃処分場計画問題】	先頃手続きを終結した設置手続条例は、事業者と関係住民との間の話し合いを促進す
○条例手続きの際に、関係住民が求めた技術的検討、特に地下水の流	ることが目的となっている。今後は廃棄物処理法の許可手続きに移行することとなるが、
れる方向の検討が、十分に行われていない。知事は、「本当に施設	この中で専門家の意見も踏まえ、法律に規定されている構造基準や維持管理基準への適
が安全なのか、地下水の問題があるのであれば、専門的な知見も入	合状況等を審査し、最終的な安全性を厳格に確認していく。
れ、安全に関わるのであれば、体を張って抵抗して止める」と答弁	鳥取県環境管理事業センターが実施した地下水流向等調査における、処分場直下の地
しているが、それなら、条例手続きの時に、検討すべきであった。	下水と近隣水源等の地下水の水脈が異なっているとの調査結果は、専門家からも妥当と
条例手続きに差し戻すべきである。	の見解が示されているほか、廃棄物審議会からも、法令及び国・県の指針等で定める基
○知事は「地下水の専門的な知見も入れる」というのが、それが廃棄	準等に沿って計画されていることを踏まえれば、現時点での本事業計画の安全性を確保
物審議会であるならば、意見調整会議の段階と同じ結論になってし	するための対策は講じられているものと認められるとの報告をいただいている。
まい、意味がない。法手続きに入る前に、住民が求めている地下水	
の専門家の吉谷先生を招致して、意見を聞き、地下水の流れる方向	
について、再検討・再確認すること。	
○知事が米子市に対し、土地提供の協議に応じるよう依頼したのは、	市有地提供の協議については、令和元年6月県議会で内田隆嗣議員から土地の提供を
自らが言う行司役からは逸脱した行為である。更に、知事と環境管	依頼すべきとの質問に対して、「提供依頼は事業者である鳥取県環境管理事業センターの
理事業センターからの依頼を受けて、米子市議会では土地提供につ	課題であり、県としては米子市に対して条例手続が終結したことをお知らせしながら、
いて協議がなされたが、その場で初めて、環境管理事業センターが、	センターとの協議に応じていただくよう申し上げる立場」と答弁し、その後、7月に文
事前に米子市長にも相談せずに、「9月県議会に測量予算を計上す	書等でその旨の通知等したものである。
るため、それまでに返答を」と、期限を示した。米子市長は「スケ	土地協議の回答期限については、センターが7月25日に米子市に対し、処分場計画
ジュール感はない」としている。9月議会までなどという期限をき	地に係る市有地利用の要請を行った際、市議会議長から回答期限を尋ねられたことから、
ることがないよう、環境管理事業センターを指導すること。またこのセンターの発言を既成事実化しないためにも、測量費を9月議会	8月8日に開催された米子市議会全員協議会においてセンターとして希望する期限を述べたものと承知しており、予算については、県は、米子市の土地提供に係る方針等を踏
に予算計上しないこと。	* たものと承知しており、子鼻については、原は、木子巾の土地旋供に保る力可等を暗  まえて、必要な対応を行う。
(-1 光川 丁 ()な ( ) 一 ( )	みんく、必安はAI/IUで11 /。 

要望項目	左 に 対 す る 対 応 方 針 等
○県はこれまで、米子市と環境プラントとの開発協定が必要との立場	米子市は、8月8日に開催された米子市議会全員協議会で、「進入路等で一廃と産廃の
を示してきたが、米子市議会では不要論が飛び出してきた。従来、	重複に疑義が生じ、開発協定変更が必要であれば、当事者で協議して変更すればよい」
県が、また米子市が、開発協定改定が必要としてきた根拠を示すこ	旨を答弁されている。開発協定の当事者は、米子市と環境プラント工業であり、協定変
と。	更については、当事者間で検討されるものである。なお、米子市は平成27年9月市議
	会で、開発協定については協議を経て手続をする等と答弁されていることから、県では
	これまで、そうした米子市の方針を確認してきたものである。
【空中給油機配備問題】	空中給油機KC-46Aの配備については、国から協議がなされる予定であることか
① 美保基地への空中給油機配備について、6月議会最終日に防衛局	ら、あらためて安全面や環境面での検証等を十分に行い、地元や県議会にも相談させて
から説明を受けた。その際、防衛局は、訓練の空域も日時も教え	いただいた上で判断することとしている。
ない、想定される訓練時間は午後10時までと回答し、大変危険	
な状況が明らかになった。また米軍への給油も否定しておらず、	
それは安保法制上できることで憲法の範囲内だと答弁している	
が、安保法制は弁護士会からも憲法違反との意見が出ているもの	
である。危険で、憲法違反の行為を犯しかねない空中給油機の配	
備は認めないこと。	
② 防衛局は、「空中給油機配備は基地の性格を変えるものではな	地元としては一貫して美保基地の性格は変えないことを国に要望してきている。基地
い」と説明しているが、知事は空中給油機配備によって、「基地の	の性格については、設置者である国において整理される内容であるが、地元においては、
役割に変更はある」としながら、「基地の性格は変更を生じさせな	新たな航空機の配備に係る協議などの都度、国から説明していただいたうえで、地元住
いこと」を配備の条件としている。この基地の「役割」と「性格」	民や議会の意見を聞きながら確認している。
との違いがよくわからない。また何をもって基地の性格が変更し	
たものとするのか、知事が基準をもっていなければ、防衛局いい	
なりとなってしまいかねない。「基地の性格変更」とは、どういう	
状態をさしているのかを明らかにすること。	
【農業と貿易交渉】	戸別所得補償制度について、国が進めている水田フル活用対策等は有効であり、国に
○コメ戸別所得補償制度復活	方針の見直しを求めることは考えていない。
日本の食料自給率が38%から37%へと更に下がったと発表	また、県の独自支援も考えていない。
されている。異常気象が原因とのことのようであるが、温暖化の影	
響で世界的にも異常気象が続いている。だからこそ、食料は簡単に	
外国から買えるという発想を払拭し、国内での生産をしっかり進め	
ていくことが大切である。現状では、コメ作りの担い手は減少する	
ばかりであり、収入保険制度は、すべての農家が対象ではなく、保	
険料や積立金も払わなければならないのに、100%補償ではない	
ため、加入しにくい。主食用米の個別所得補償制度を復活させるこ	
と。	

要望項目	左 に 対 す る 対 応 方 針 等
○日米貿易交渉=日米 FTA トランプ大統領が 8 月にも交渉内容をオープンにするかのよう に語り、知事も情報開示を求めていたが、いまだに明らかになって いない。直ちに情報開示するよう求めること。また TPP 以上にはし ないという約束を違反するようなことがあれば、直ちに交渉の中止 を求めること。	今後、日米貿易交渉の進展が見込まれることから、8月9日、地方六団体として、県内農業団体と一緒に、速やかに交渉経過等の情報提供を行うことを国に要望している。また、日米貿易交渉は、政府が国益全体を考えながら責任をもって交渉した上で、国会で締結の承認について慎重に審議していただくことであることから、交渉の中止を求めることは考えていない。その上で、今後の貿易交渉に当たって、国内農林水産業への影響を十分考慮し、強い姿勢で臨むことを国に要望している。
○TPP11・日欧 EPA 農産物の低関税・無関税での輸入を認めるものであり、牛肉と豚肉の輸入が急増しているとも報道され、国内・県内農業への被害が広がることが懸念される。協定の交渉項目や経過を全面的に明らかにさせ、徹底した検証の上に、協定内容の見直し、TPP11からの離脱、日欧 EPA の協定に基づく終了通告による終了を検討するよう求めること。TPP11は、アメリカが復活することを見込んで、輸入枠を残したままにしているため、オーストラリアなど他の輸出大国で枠が満たされ、日米 FTA とのダブルパンチになりかねない。アメリカの不参加が明らかになった今、輸入枠の縮小は最低限のエチケットであると主張すべきである。	TPP11、日欧EPAについては、国益全体を考えながら国会で慎重に出された結論であることから、協定内容の見直し、TPP11からの離脱、日欧EPAの協定に基づく終了通告による終了の検討を求めることは考えていない。
【経済格差是正と教育機会の平等を保障するために】 ○子どもの貧困と格差の拡大は、子どもたちから教育機会の平等を奪い、格差の連鎖を生んでいる。学費減免や給付奨学金の拡大と同時に、その財源の一つとして、相続税・贈与税の最高税率を2003年の70%まで引き上げ、富裕層の資産に対して、累進的な税率とする「富裕税」の創設を求めること。	ご要望の点については、国全体として所得再配分をどのような形でどれだけ行うのかに関わる議論であり、国政の場で議論されるべき問題と考える。 なお、相続税については、平成21年の税制抜本改革法によって格差の固定化の防止等の観点で税率構造等の見直し検討を行うこととされ、平成25年度税制改正で最高税率が55%とされたところである。 また、富裕税についてはわが国で戦後まもなく制度化され、わずか3年で廃止された税目であり、欧州でも1990年代までに多くの国で廃止されていると承知している。
【教育】 ○学校の体育館へのエアコン設置を支援すること。	公立の小中義務教育学校における体育館へのエアコン設置等、教育環境の改善を図るための施設整備については、既に国において助成制度が設けられており、各学校設置者において、その制度を活用するなどして整備されるべきものと考えている。したがって、県として、学校の体育館へのエアコン設置に関して独自の支援を行うことは考えていない。 <国の助成制度>  ○学校施設環境改善交付金事業  ○緊急防災減災事業債

要望項目	左に対する対応方針等
○私立高校の授業料 消費税増税で、私立高校授業料を実質無償化(年収590万未満 の人)するというが、子育て世代ほど重い負担になる消費税増税を 財源にしないよう求めること。同時に私立高校の授業料無償化は必 要であり、国の無償化支援から外れる学生を県として支援をするこ と。また、私学の場合、授業料以外に施設整備費などの負担も重い。 県の施設整備費支援は、その費用が月額1万円を超えないと支援対 象にならないが、実質無料になるよう支援をすること。	国が予定している私立高等学校の授業料の実質無償化の財源については、国において検討されるべきものであり、特段の対応は考えていない。また、私立高等学校に在籍する学生の授業料及び施設設備費等の負担軽減については、国の制度改正の動向を注視していく。
○鳥取県の大学等進学率43.3%は前年より下がり、全国(54.7%)との差は広がるばかりである。その原因を明らかにすること。 県内には大学が少なく、県外進学となるとお金の負担が重いことが 原因と考えられる。鳥取県独自の給付制奨学金制度を創設すること。	大学進学率における全国との差が広がるばかりというご指摘であるが、およそ平成5年以降、本県と全国との差が開き始め、この10年近くは10%前後の差となっている。その原因はさまざま考えられるが、主な要因としては、県内の上級学校の数や分野の少なさがあげられる。経済的に困難な家庭で、上級学校への進学を希望する生徒にとって県内に希望する進学先がない場合、県外に出てまでの進学を容易に選択できない現状にある。また、県内に上級学校が少ないことで、進学という選択肢を高校卒業後のイメージとして、日常的に持ちにくい環境にいるということも考えられる。進学時の経済負担の観点については、大学生等に対して、国において給付型奨学金制度の拡充や授業料減免制度が創設されることとなった。また、本県では地元企業に就職した学生が借りた奨学金の返済を減免する「鳥取県未来人材育成奨学金支援助成金制度」を設けて制度の拡充等を図ってきているところであるため、現時点で給付型の奨学金制度を設けることは考えていない。
○中学校教員の授業時間数 中学校の教員で標準授業時間数週18時間を超えて、授業をしている教員が県内51.8% (小中一貫校を除く)もある。これでは 勤務時間内に授業の準備時間を確保することが困難である。受け持つ授業が標準時間となるようにすること。またそれに見合った教員 増をはかること。	本県では、中学校の週あたりの授業時間の目安として、週18時間を示しており、 平成30年度における教員平均週授業時間は週17.8時間となっている。(文部科学省が行った平成28年度調査では、全国平均は週17.9時間) 教職員の負担軽減の観点から、1人あたりの授業時間数がより減らせるよう教員数定数の増員について、引き続き国に要望していく。
○特別支援学級について ① 県教委の報告では、中学校の特別支援学級の担任で、免許教科外の授業を行っているのは、1名となっているが、ティームティーチング(以下 TT)の補助で免許教科外の授業を受け持っている場合があるが、カウントされていない。TTの補助であれば免許がなくてもよいとされているため、カウントしていないのかもしれないが、免許教科外の授業をどれだけの教員が受け持っているのかを正確に把握するためにも、きちんとカウントすべきである。	中学校の教員配置は、通常学級・特別支援学級も含めた学級数をもとに、必要な教科 担当の教員数の配置を行っており、基本的には特別支援学級も該当免許保有者による教 科担当での指導ができる体制をとっている。 また、中学校の特別支援学級の場合、生徒への支援の充実を図り教育効果を上げるこ とをねらいとして、学級担任に対して保有免許教科以外の授業に補助教員(T2)の立 場で入ることもあり、この時間数を当該教員の授業時間に含めている。ただし、この場 合の教科指導は、適正な教員免許保有者による計画と指導をもとに授業実施されており、 教員免許制度における無免許担任許可が必要ではない。

#### 要望項目

② 特別支援学級の担任は、全担当授業時間数の半分以上の時間、担当している特別支援学級で授業を行わなければならないとされ、

ティームティーチング(以下 TT)で参加する時数は個別指導計画に位置付けられた場合には特別支援学級担任としての指導時数に含めてもよいとなっている。その結果、特別支援学級の担任は、TTで自分の免許教科外の授業を受け持ちながら、自分の免許教科の授業も受け持つこととなり、県内の標準時間数週18時間を超える中学校教員の内、特別支援学級の担任の占める割合は16.2%(小中一貫校を除く)と高くなっている。免許の有無にかかわらず、その授業を担当するためには授業準備も必要となるが、

多くの授業をもっていては時間内での準備もままならない状態 である。特別支援学級の担任が、ゆとりをもって、特別支援学級 左に対する対応方針等

本県では、特別支援学級担任が当該学級生徒の指導にかかる授業時間数について、交流及び共同学習、補助教員(T2)として関わる他教科の時間も含め原則週10時間以上としている。これは、それぞれの教科等において学級担任が関わることで、生徒の特性に応じた必要な合理的配慮を行おうとするものである。

一方、特別支援学級担任を含めたすべての教員について、負担軽減の観点から1人あたりの時間数を減らしていくことは必要だと考えており、教職員定数の増員について、引き続き国に要望していく。

#### 【保育士確保】

○保育士無資格者の配置を5年延長する計画であるが、無資格者が増えるばかりで、保育士不足の解消につながっていない。無資格者配置の延長は中止し、保育士の賃金支援や、4・5歳児の保育士配置基準の改善など、保育士の処遇改善を行うこと。

の生徒の教育に当たれるようにすること。

保育士等の配置基準に係る弾力化の適用期限については、各市町村や施設から延長を求める意見を多くいただいていること、年度中途の待機児童の早期解消と保育士の負担軽減が必要なことから、期限を5年延長する条例改正を9月定例会で上程する予定である。国制度である平均勤続年数に応じた加算及び技能・経験に応じた処遇改善等加算の活用促進による処遇改善を図り、保育士確保に引き続き取り組んでいく。

なお、4、5歳児加配については、現時点で実施主体である市町村の合意が得られていないことから、実施する予定はない。

## 【生活保護】

○生活保護の制度改正で、進学準備支給金へのマイナンバー連携開始、生命保険会社照会様式の統一化、厚労省の調査項目の追加、「健康管理支援事業」を必須事業とすることなどが予定されている。これらは、行政側による生活保護世帯への管理強化であり、生存権を保障するという観点での提案ではない。管理強化ではなく、安心して利用できる生活保護制度となるようにすること。

今回の生活保護制度の改正に伴うシステム改修は、全国統一的な制度のもと、いずれも適正な保護の実施や健康上の問題を抱えている被保護者を支援する観点から行うもので、管理強化するものではない。

○猛暑が続き、8月の熱中症搬送車は昨年よりも多くなっている。生活保護世帯や低所得世帯へのエアコン設置費用を助成すること。

平成30年4月から新たに保護を開始する際に、熱中症予防が特に必要とされる高齢者世帯等へのエアコン設置が認められたところであり、国の動向を注視していく。

また、生活保護基準については、国の責任において設定されるものであり、県が独自に支給対象を拡大することも、また支給額を増額することもできない。

なお、県としては従来より夏季見舞金を給付している。

要望項目	左に対する対応方針等
【年金・医療】 ○年金制度 マクロ経済スライドの中止を求め、せめて減らない年金制度とすること。国が提案している月5000円の年金の底上げは、対象が加入期間40年で年金月額6.5万円の人だけで、加入期間10年で月1.6万円の人は月1250円だけの支給である。すべての低年金者に月5000円を支給するよう求めること。	年金制度は、国において、将来にわたって持続可能な社会保障制度となるよう構築されているものであり、県として国に対する要望等は考えていない。
○後期高齢者医療制度 マクロ経済スライドの実施で年金削減が進む中、収入を増やすことが難しい75歳以上の後期高齢者医療の保険料特例軽減廃止や窓口負担2割化に反対すること。また保険料軽減廃止で、高齢者全体の負担増がいくらになるか調査し、公表すること。	後期高齢者医療制度の保険料軽減特例は、本制度の円滑な導入を理由に一時的に引き下げられているものであるため、廃止の中止を求めることは考えていない。また、窓口負担のあり方については、国において、制度の持続可能性を高めるため、世代間の負担の公平や負担能力などの観点から検討されているものであり、県として反対することは考えていない。 なお、保険料軽減特例廃止後の負担増に係る調査については、制度を運営する鳥取県後期高齢者医療広域連合に対し、要望があったことをお伝えする。
○医師確保計画・外来医療に関する計画 「医師確保計画」が作成されようとしているが、「医師の偏在是正」が目的となり、絶対的医師不足の解消が必要との観点が抜け落ちている。国が示す医師偏在指数を用いて計算された目標医師数は1303人となり、現在の医師数1699人を大きく割り込むことになる。医師数下位の地域を引き上げるのであって、医師多数地域の医師数を減らすものではないというが、国が医師多数地域と規定した鳥取県や鳥取県西部医療圏であっても、絶対的に医師の数は不足している。同様の計画づくりが産科医、小児科医、外来医療についても求められているが、医師不足は同じである。現場で必要とされている医師数確保の計画を組み、国に対しては医学部定員の増員など必要な予算措置を求めること。	県内の医療現場では医師不足感は極めて強くなっており、医師確保計画の策定に当たっては、鳥取県地域医療対策協議会等で関係者から丁寧に意見を聞きながら行っていく。また、医学部定員の増員等に関しては、医学部臨時定員の堅持を国に対して要望しており、引き続き要望を行う。
○国民健康保険 ① 保険料の統一が検討されているが、医療費水準を抑えてきた市町村に不利になるとして、話が前に進んでいないのは、当然である。保険料は統一ではなく、そもそも国保加入者は低所得者が多いのであるから、いかに県が支援して保険料を安くできるかを検討すること。	県内の被保険者の負担の公平性を確保する観点から、保険料水準の平準化については 重要であると考えており、引き続き市町村の意向も踏まえながら協議していく。

望項目	左.	に	夶	す	る	夶	広	方	針	等

② 短期保険証の発行基準も統一を目指し、当面の標準的な交付基準として、「前年度分以前の滞納があること。有効期限は滞納状況や分納誓約の状況により判定」とされた。そもそも滞納があるからと期間の短い保険証を出すというペナルティは、いざ病院にかかるときに保険証がきれていて、医療費負担が重くなったり、病院にいけなくなったりして、命に直結する問題を生むことになる。短期保険証の発行基準の統一ではなく、むしろ正規保険証を発行するようにすること。また、現状でも、滞納があっても短期保険証ではなく正規保険証を発行している例(「修学のため他自治体に住所を移すとき」(鳥取市)、「特別医療受給対象者」(若桜町)、「18歳以下」(倉吉市、琴浦町))もあり、これらを普及すること。

いわゆる短期保険証の交付は、適切に保険料(税)を納めている者との公平性の観点から設けられている制度であり、市町村において、被保険者の特別の事情の有無などを把握しながら適切に対応されているものと認識している。

なお、短期保険証の発行基準の統一については、引き続き市町村と協議していくこととしている。

③ 資格証明書についても統一した交付基準が検討されているが、資格証明書は、かかった医療費をいったん全額負担しなければならず、保険料が払えないのに、どうしてその医療費が払えるだろうか。資格証明書は発行すべきではない。また、現状でも、滞納があっても資格証明書を発行していない例(「原爆一般疾病医療費支給等を受けることができる場合」(鳥取市、大山町、南部町)、「老人保健法の規定による医療等を受けることができる者」(日吉津村)、「定期的な状態にあり、保険証がないと治療中断の恐れがあるとき(日南町)があり、むしろこれらを普及すべきである。

資格証明書の交付は、適切に保険料(税)を納めている者との公平性の観点から設けられている制度であり、市町村において、被保険者の特別の事情の有無などを把握しながら適切に対応されているものと認識している。

なお、資格証明書の発行基準の統一については、引き続き市町村と協議していくこととしている。

### 【高齢者バス支援】

○鳥取市が市社協に委託する形で、無料で高齢者介護予防支援バスやボランティアバスが運行されている。秋などのシーズンになると、利用希望者が多く、毎日行われる抽選を、何日も待ちわびる状況は、高齢者にとって負担であり、バスの台数を増やす必要がある。バスの維持管理や不足する運転手を確保するためには、今以上の経費が必要となるため、事業をとりやめた市町村もある。県として財政支援をすること。

高齢者介護予防支援バスやボランティアバスは、それぞれ、高齢者のレクリエーション等による介護予防や地域住民のボランティア参加促進を目的に市町村が実施しているものであり、市町村がニーズを踏まえて対応すべきであることから、県としての財政支援は考えていない。なお、鳥取市社会福祉協議会においては、利用者からの強い要望や苦情は聞いていないとのことである。

#### 要望項目

#### 左に対する対応方針等

#### 【県営住宅保証人規定について】

○県営住宅入居対象者は、低所得の生活困窮者が圧倒的で、保証人が得られにくい。「保証人がやるべき補償は6か月分までと期限をきるから保証人が得やすくなる」とか、「保証人が得られなければ、2年間で1万から2万円の保険料を払えば保証会社が保証してくれる」、「生活保護世帯には保険料が扶助費で支給される」と県はいうが、低所得者が保険料を払うのは大変なことであり、保証会社は、家賃を立替えるだけで、その間は、県の接触がなくなり、県の家賃滞納・生活相談は行われなくなってしまう。県条例から保証人を要するとの規定を削除すること。最低でも生活保護世帯は保証人を不要とすること。せめて保証会社が家賃を立替えている最中は、県が従来通りの滞納・生活相談をすること。

本県における連帯保証人制度は、従来から、入居者に代わって滞納家賃を支払う他、入居者への納付指導、生活に支障が生じた際の支援・指導、所在不明時の連絡などの役割を果たしており、入居者の居住の安定、滞納の抑止に寄与している。生活保護世帯、低所得者世帯には生活上様々な課題を抱える世帯も多く、こうした方々に県営住宅で安定的に生活していただくためにも、連帯保証人制度を維持していく必要があると考えている。

家賃債務保証会社が代位弁済(立替え)を行っている間は、県に対しては滞納が発生しないが、連帯保証人をつけられた方と同様に早い段階から納付指導を行い、福祉関係機関とも連携して生活状況も含めた支払い相談に応じていくこととしている。

#### 【上下水道広域化・民営化問題】

○現在、県・市町村担当者レベルで、広域化の具体例が出されて議論されているようであるが、どのようなやり方を検討しているのか、さっぱり伝わってこない。報告も県議会にとどまっている。こうした住民無視のやり方で広域化・民営化することは、許されない。最低でも、直接、住民や市町村議会にも検討状況を報告し、住民の意見を聞くようにすること。

上下水道の広域化・共同化については、平成30年度に全市町村参加による県内3流域別の検討会を設置して検討を開始した。

今年度は市町村長等を対象に先進事例のリーダーや有識者等によるトップセミナーを 開催し、7月の流域別検討会においては市町村の各施設の概況や地理的状況などを情報 共有するとともに、検討の進め方を市町村と確認したところである。

今後、各市町村を個別訪問して意見交換を行い、全県一本化や流域一本化、現状維持などを含む複数の広域化パターン (素案)を作成し、来年度以降実施するシミュレーションにより効果検証を行ったうえ、その結果も踏まえて各市町村において将来的な方向性を検討することとしている。

検討状況については引き続き県議会に報告を行うこととしている。

なお、住民や市町村議会に対しては、各市町村において必要に応じて適宜報告等されるものと考えている。

#### 【雇用・働き方・賃金】

○会計年度任用職員制度

9月にも条例が提案される予定であるが、従来の一般事務の非常 勤職員の処遇のルールより悪くならないようにすること。また新制 度導入を契機に、非正規切りや退職に追い込むことがないようにす ること。フルタイムで会計年度任用職員というのでは、「使い捨て」 同様の扱いであり、そうした職種は正規職員化すること。

会計年度任用職員制度の導入にあたっては、本制度創設の趣旨を踏まえ、職員団体との協議を踏まえ関係条例を9月議会に提案する。

要望項目	左に対する対応方針等
○最低賃金	最低賃金は、最低賃金法に基づき、地域の景気や企業収益の現状を精査し、公労使が
10月からの鳥取県の最低賃金は、中央審議会の目安を超えて7	委員として参加する地方最低賃金審議会において慎重に議論され、その決定は厚生労働
90円となったが、最低ランクであり、全国平均の901円よりも	省及び労働局の専管事項である。
低く、1013円の東京都との格差は更に広がった。仕送りゼロで、	県は、雇用の維持・確保に向けた新事業展開や商品開発による付加価値向上など、県
アルバイトで生活費を稼ぐ県内大学生も少なくなく、最低賃金の低	経済の維持・発展のためにより効果的な取組を政策的に支援することとしており、社会
さは学生生活にも影響している。くらせる賃金とし、都市部への人	保険料や家賃等を無条件に助成することは考えていない。
口流出を防ぐためにも、全国一律1000円以上となるよう、また	
中小企業の賃上げ補助を抜本的に増額するよう、国に求めること。	
県としても中小企業への社会保険料や家賃への支援を行うこと。	
【企業立地】	立地企業の事業や雇用縮小の動きについては、早期に情報収集し、事業所の存続及び
○ジャパンディスプレイ、グリコなどで事業や雇用の縮小が検討され	雇用維持を働きかけているところであり、(株)ジャパンディスプレイに対しては、本年
ているが、雇用維持を働きかけること。雇用維持がなされないので	4月以降、継続的に要請を行っている。また、鳥取グリコ(株)については、本年8月に
あれば、補助金返還を求めること。	事業所存続等を申し入れることとしている。
	企業立地事業補助金の取扱いについては、当該縮小の要因、規模、従業員への対応等
	を総合的に勘案し、慎重に対処していく。
	なお、鳥取グリコ(株)に対しては、企業立地事業補助金等の交付は行っていない。
○大江ノ郷の宿泊施設整備に、企業立地事業補助金が交付される予定	(有)ひよこカンパニーによる宿泊施設「OOE VALLEY STAY」整備事業は、
であるが、大江の郷ココガーデンの職員を充てていると聞いてい	平成30年度に企業立地事業に認定している。
る。それでは雇用増につながらず、職員の疲労等から衛生管理も心	企業立地事業補助金においては、当該認定企業全体での雇用数の増を要件としている。
配される。実態をよく聞き、改善をはかること。	本件においても、要件に合致しているかどうかを確認後、補助金交付を行う予定である。
【西部総合事務所新棟整備について】	PFI事業は、一般的に設計、建設、維持管理が一体的に扱われることなどにより、
① PFI 方式を導入し、VMF が約1.5億も出るとのことであるが、	事業コストの縮減が期待できるとされている。割引率については、内閣府が「PPP/
その根拠となっている割引率2.5%の根拠が明らかではない。	PFⅠ手法導入優先的検討規程運用の手引き」で示している過去のPFⅠ事業を基にし
実際にそれだけの VFM が出なかった場合、つまり経営が破綻した	た数値を参考としている。
場合どうするのか。また PFI 方式は、地元企業の参入も難しく、	また、VFMの数値と経営破綻は直接、関係しないが、PFI事業におけるSPC(特
利潤追求で人件費などが削減され、県民の労働が安く買いたたか	定目的会社)の経営については、県に加え、資金提供を行う金融機関も適切にモニタリ
れる危険性があるため、導入すべきではない。	ングを行うことで、経営の安定性は担保されると考えている。
	PFI事業においては、内閣府の調査によると全国的には約8割の事業において、地
	元企業が参画しており、県内事業者の参画が難しいとは考えていない。特に本県におい
	ては、県内事業者が事業参画しやすいよう、「鳥取県PPP/PFI手法導入にかかる県
	内事業者参画に向けた配慮方針」を策定しているほか、平成30年度に行政、経済団体、
	金融機関による「鳥取県PPP/PFI推進地域プラットフォーム」を設置し、セミナ
	A STATE A SALE A SALE AND THE WAY A SALE OF THE SALE O

ーや情報交換会を継続的に開催している。

西切百	H	i
安全坦	Н	

② また新築整備に合わせて、県税事務所を米子市庁舎に移し、税務情報を共有・連携強化するとしているが、違う役所同士が情報共有するのはプライバシーの侵害である。また取り立て強化につながり、県民にとってメリットがあるとは言い難い。県税事務所は従来通り、西部総合事務所に配置すること。

# 左に対する対応方針等

適正かつ公平な税負担の実現の観点より、徴収を適切に行う必要があることから、地方税法等で定める質問検査権や官公署等への協力要請に基づき、国、県、市町村相互に税務情報の共有・連携を行っているところである。また、その入手した情報については、地方税法等に定める守秘義務に基づき、適切に管理している。米子市庁舎への移転後においても、地方税法等で定められる範囲において共有・連携を行うものであり、プライバシーの侵害とは考えていない。

なお、県税・市税の事務所が近接することにより、納税者の利便性が向上するものと 考えている。

#### 【大規模風力発電計画】

○県内で計画されている大規模風力発電計画は、環境アセスの準備が進んでいる。しかし、住民から反対意見も出ており、国のルール化を待つだけでなく、県として、住民意見を反映できるしくみを早急につくり、住民の反対意見があるのに、設置されたなどという事がないようにすること。

#### 【河川維持管理費について】

○単県の河川維持管理費が2億円から5000万円に大幅減額となり、「河川付近の草が刈ってない。その横の道路の視界がわるくなり危険である」と苦情が出ている。県土整備事務所の職員が順番に草刈りに出ているが、それでは追いつかない。早急に補正予算をつけて、早急に対応すること。

大規模風力発電事業に対して、住民が不安に思われる事項については、現在進行中の アセス手続の中で事業者に対して確認・検証を行っていく。

その上で、事業者が対応しないこと等により、地域の不安が取り除かれない場合は、 電気事業法の許認可権者たる国に対して意見を述べていく。

なお、地元自治体の意見が事業計画に適切に反映される仕組みが構築されるよう、引き続き国に要望していく。

昨年の西日本豪雨を踏まえ、今年度は緊急措置として、国の交付金を活用して人命確保を最優先とする河川氾濫を防ぐための樹木伐採・河道掘削を重点的に実施している。

(3か年緊急対策(樹木伐採分)・・・·H30年2月補正:652百万円、R1年6月補正:532百万円)

従前、単県河川維持管理費では、樹木伐採と除草の両方を実施していたが、このうち 樹木伐採については上記3か年緊急対策(交付金)事業で実施できることとなったため、 今年度は減額となったものである。

河川環境の維持を主眼とする堤防除草等の対応については、例年どおり単県河川維持管理費で行うが、実施に当たっては、現地の状況を確認し、より優先順位を整理して対応していく。

なお、今年度の今後の堤防除草等は、補正要求では実施時期を逸するため、現予算内で対応を行う。